



羽の情報便

訂正申告、更正の請求、修正申告の違い

確定申告をしている人は約2,315万人(平成22年分の確定申告)、そのうち税金を戻してもらえる還付申告者数は、約1,267万人で、申告者の半数を超えています。
日本の人口に対して、約10人に1人が納めた税金を取り戻していることとなります。

1. 訂正申告

この中には確定申告の提出をした後になって、昨年の医療費の領収書や保険料の控除証明書が出てきたという人も多いそうです。しかし、もう手続きをしてしまった後だと、諦めることはありません。確定申告の締切りは3月15日ですが、それまで確定申告は訂正したものを再提出することができます。これを**訂正申告**と言います。
最初に提出済みの確定申告書類は、訂正があると申し出ても戻してはもらえませんが、再度作成して提出します。このように一人の人が、複数の確定申告を提出する場合は日付の新しい申告書が効力を持ちます。
加えて再提出する確定申告書一枚目の上部に朱書きで**訂正申告**と書き、余白欄に訂正前の申告年月日と訂正前の申告税額を記入の上、訂正の内容を証明できる書類を添えて提出します。

2. 更正の請求

申告期限後の訂正は、税金を戻してもらうため、あるいは還付してもらう税金を過少に計算してしまった場合の手続きを**更正の請求**と呼びます。訂正申告と似ていますが、異なる点は申告期限を過ぎた場合に行う手続きであるということと、その期限は原則申告期限から5年間ということです。書類は税務署に用意されている**更正の請求書**という所定のものを使用します。

3. 修正申告

反対に申告した納税額が少ないことや還付してもらう税金が多すぎることに気づいて、申告期限後に訂正を行う場合の手続きを**修正申告**と言います。
この手続きについては、計算漏れや誤りなどがあつた場合はペナルティーが発生する場合があります。税務署から調査を受けてから修正する場合は、追加で納める税金にプラスして過少申告加算税(追加される税金の10%~15%)を納めなければなりません。
そして修正申告書を提出する日までに、追加の税金を納付しなければなりません。併せて納付期限によって延滞税が経過期間に応じてかかります。支払う税金にさらに税金がつくという事態は何としても避けたいものです。



当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務! <http://keirijimu.web.fc2.com>
- ◆ スタッフブログ更新中!
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!
プラスマネジメント(株)ホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版は、以下サイトからもお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。

■まぐまぐ! (<http://www.mag2.com/>)

■melma! (<http://melma.com/>)

お客様からのQ & A



今回については医療費控除の対象になります。
今回は、人間ドックを受けた結果、胃潰瘍が発見され、引き続いてその治療を受けているため対象となります。ですから、人間ドック代一万円は医療費控除の対象に含めましょう。
通常、人間ドックや健康診断のための費用は医療費控除の対象となりません。
しかし、その人間ドックや健康診断を受けた結果、重大な疾病が発見され、引き続きその疾病の治療を受けた場合においては、医療費控除の対象となります。
これは、その人間ドックや健康診断は治療に先立って行われる診察と同じであると考えられるからです。

病院にて人間ドックを受けました。その人間ドックの結果、胃潰瘍を患っていることが発覚しました。そして現在も、その病院で治療を受けています。人間ドックの費用は一万円支払ったのですが、人から「人間ドック代は医療費控除の対象にはならないらしい」と聞きました。この一万円は対象にはならないということでしょうか？

税金・保険のまめ知識（第65回） がん保険

がん保険は名前の通り、がん限定の保険です。がんと診断された場合に、その入院費用、手術費用、通院費用などを保障します。また、がんと診断された場合の一時金の給付があります。

法人での契約の場合は保険期間、保険料払込期間を終身とした場合、支払った保険料の全額が損金として処理できました。そして、解約返戻金が多額になることから、税金対策商品として、従業員の福利厚生として、加入しながら財務強化対策にも活用されて来ましたが、平成24年4月27日に国税庁から保険料の取扱いについての法令解釈通達が出され、保険料全額を損金計上することが出来なくなりました。この4月27日以降の新規契約分からは、前払保険期間の保険料は半分損金半分資産計上をすることになりました。

今までの税務上の取扱でいくと、例えば、20年後に役員が定年で退職する予定であるとします。そこで、社長は年払い保険料200万円のがん保険に加入しました。20年間の払込保険料は4,000万円となり、全額が損金計上となります。解約返戻金は返戻率を95%とすると3,800万円となります。

このままですと、3,800万円が益金計上となりますが、役員の退職金（全額損金計上）として3,800万円を支払い、益金と損金を相殺します。結果として、解約返戻金によって法人税等を節税することができるのです。

これからの税務上の取扱では、同じ例で考えると、20年間の払込保険料は4,000万円ですが、この内2,000万円が損金となります。解約返戻金は同じく3,800万円です。解約返戻金3,800万円の内2,000万円は、資産計上した積立保険料の取崩しとなり、残り1,800万円が解約時の益金となります。

また、役員に対して退職金（全額損金計上）を3,800万円支払います。従って、保険期間全体では、今までの例と同様に4,000万円が損金として計上された事になります。がん保険は、解約返戻率が高く、貯蓄性も高い商品です。退職金などの発生タイミングと合わせることで、節税としての威力を発揮できるのです。



11月の税務カレンダー

各市区町村の条例で定める日
個人事業税の納付(第2期分)

11月15日(木)
所得税の予定納税額の減額申請



11月30日(金)
9月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>
3月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

生命保険の基礎知識(1) ～保険の約款を読んだことありますか?～

まずは保険の基礎用語から!

◆保険契約書

生命保険会社と保険契約を結び、契約上のさまざまな権利(契約内容変更などの請求権)と義務(保険料の支払義務)を持つ人です。

◆被保険者

その人の生死・病気・ケガなどが保険の対象となっている人です。

◆受取人

保険金・給付金・年金などを受け取る人をいいます。

◆保険料

契約者が生命保険会社に払い込むお金です。

◆保険金

被保険者が死亡・高度障害状態のとき、または満期まで生存したときに生命保険会社から受取人に支払われるお金。なお、通常、保険金が支払われると保険契約は消滅します。

◆給付金

被保険者が入院したとき、手術をしたときなどに生命保険会社から受取人に支払われるお金のことです。



ちよっとコーヒープレイク! 知ってるようで知らないお話。

雑学王のつぶやき(39)

当然読めますか?…ちよっと??な漢字



『豪華絢爛』⇒ ごうかけんらん

きわめてぜいたくで華やかなことを意味します。

『団塊の世代』⇒ だんかいのせだい

だんこんではありません。昭和22～24年年ごろの第一次ベビーブーム時代に生まれた世代。

『早急』⇒ さっきゅう

そうきゅうではありません。非常に急ぐこと、至急を意味します。

『肉汁』⇒ にくじゅう

にくじるではありません。読んだそのままですが、肉を焼いたときにしみ出る液汁。

『未曾有』⇒ みぞう

みぞううではありません。今までに一度もなかったこと。また、非常に珍しいことの意味です。

『重厚』⇒ じゅうこう

じゅうあつとつ読みたくなりますね。人や事物の性質・状態などが重々しくて落ち着いていることの意味です。



今月のコラム

朝晩は少し肌寒くなってきました。大自然が広がる田舎暮らしでなくても、このコンクリートジャングル(表現が古い!)でも季節の変わり目を感じる事ができます。その代表的なものに、朝の日の出の時間と夕方の日没の時間があります。子供の頃に、暗くなってくると小学校のスピーカーからそれぞれの季節によって違う時間で「夕焼け小焼け」の音楽が流れてたのを思い出します。

最近では、冬に向かい午後四時を過ぎると薄暗くなってきましたが、さすがに会社は帰れません。(笑) そんな時、同じ時間に大きな窓から見える外の明るさで季節を感じたりしています。

これから十二月二十二日の冬至に向かって更に昼間の時間が短くなっていきます。この昼間が一番短い日に、日の出時間が最も遅く、日没時間が最も早くなるわけではないそうです。日の出が最も遅い日は冬至を過ぎて半月ほど後の一月中旬にかけて、そして、日没が最も早い(暗くなる)日は冬至の半月ほど前の十二月上旬になるそうです。

冬の朝は、暗いし寒いし辛いものですが、同じ時間起きて外の明るさを見ながら春の訪れを感じるのも良いかもしれません。これからインフルエンザの季節も訪れます。外出から帰ったら、手洗いうがいを忘れずに健康には十分注意して頑張ってくださいませ。



会計経理事務コストを大幅カット！

— 記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします —

◆ 記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆ 伝票貼付サービス料金

月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp

すっかり朝晩は肌寒くないました。
風邪に注意して頑張りましょう！

